

無給となった場合の共済掛金等の徴収について

共済組合の掛金等(短期掛金・介護掛金・厚生年金保険料・退職等年金掛金)は、毎月組合員の給与から控除され、共済組合に納められています。休業等の事由で無給となった場合の掛金等の徴収についてお知らせします。

無給になったとき

自己啓発休業 大学院修学休業

配偶者同行休業 病気休業(無給) 等



組合員がその月の掛金等を月末までに共済組合へ納付

※市町村費支弁職員は各給与支給機関へ支払う

支払い方法

共済組合から送付される振込依頼書により納付

- 振込依頼書は最大4枚送付します。(介護掛金がない方は3枚)
 - 共済組合の振込依頼書を使用して、肥後銀行の窓口でお支払い頂く場合は、手数料はかかりません。それ以外の金融機関からの振込の場合、手数料は組合員が負担して頂くことになります。
(休業が継続し、支払いが継続する場合は、『口座振替』による徴収を行います)
- ※市町村費支弁職員は各給与支給機関へ御確認ください。

注意事項

- 産前産後休業及び育児休業以外での掛金等の免除制度はありません。
- 病気休業でも給与が支給される8割休職等の場合は、通常どおり毎月の給与から掛金等は控除されます。

お問い合わせは 共済経理班(096-333-2679)